4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別できる税（主要請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接契約により計画に供給される最終の生産物又は役務に関連して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十七日にニューデリーで

在インド
日本国臨時代理大使　菊田豊

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十五年十一月二十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール

在インド
日本国臨時代理大使　菊田豊殿

○外務省告示第四百三十七号

平成二十七年十二月一日にハルツームで、コスティ市浄水場施設改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コスティ市浄水場施設改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年六月三十日まで

4　署名者

日本側　伊藤秀樹在スーダン大使

スーダン側　マグディ・ハサン・ムハンマド・ヤシン財務・経済計画担当国務大臣

平成二十七年十二月十七日　　外務大臣　岸田　文雄

○中部地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十七日　　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二千三十一号津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）

三　事業施行期間　自平成九年十二月二日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十七日　　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六百九十八号松阪都市計画、三雲都市計画及び嬉野都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）

三　事業施行期間　自平成二年十月九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし